（確定可能な別名）(a)サンティノ・デン・ウオル（Santino Deng Wuol）、(b)サンティノ・デン・ウオル（Santino Deng Kuol）
（確定に十分でない別名）不明
（国籍）不明
（旅券番号）不明
（身分登録番号）不明
（住所）不明
（リスト掲載日）2015年7月1日
（その他の情報）反政府勢力に対する軍事活動を主導及び指揮し、敵対行為停止合意に違反して対立的な部隊移動を実施した。2015年5月の間、同人指揮下の部隊は、ユニティ州を通過してトロハス（Thorjath）油田の方角へ進軍する際、子供、女性、高齢者を殺害し、所有物に放火し、家畜を盗んだ。

5.
マリアル・チャヌノング・ヨル・マンゴック
MARIAL CHANUONG YOL MANGOK
（肩書）不明
（称号）スーダン人民解放軍少将、大統領警護隊指揮官
（生年月日）1960年1月1日
（出生地）レイク州、イロル（Yirol）
（確定可能な別名）(a)マリアル・チヌオング（Marial Chinuong）、(b)マリアル・チャン（Marial Chan）、(c)マリアル・チャヌノング・ヨル（Marial Chanoung Yol）、(d)マリアル・チノウム（Marial Chinoum）
（確定に十分でない別名）不明
（国籍）南スーダン
（旅券番号）南スーダン旅券、R00005943
（身分登録番号）不明
（住所）不明
（リスト掲載日）2015年7月1日
（その他の情報）同人の大統領警護隊はジュバ市内及びその周辺のヌエル系市民の虐殺を主導し、その多くが共同墓地に埋葬された。そのような墓地の一つには、200から300人の民間人が埋葬されているとされた。

6.
ピーター・ガデット
PETER GADET
（肩書）大将、又は、少将
（称号）不明
（生年月日）1957年から1959年の間
（出生地）ユニティ州、マヨム郡（Mayom County）、又は、ユニティ州、マヤン（Mayan）
（確定可能な別名）(a)ピーター・ガッデット・ヤカ（Peter Gatdet Yaka）、(b)ピーター・ガデット・ヤク（Peter Gadet Yak）、(c)ピーター・ガデット・ヤアク（Peter Gadet Yaak）、(d)ピーター・ガッデット・ヤアク（Peter Gatdet Yaak）、(e)ピーター・ガッデート・ヤカ（Peter Gatdeet Yaka）、(f)ピーター・ガッデート・ヤク（Peter Gatdeet Yak）
（確定に十分でない別名）不明
（国籍）不明
（旅券番号）不明
（身分登録番号）不明
（住所）不明
（リスト掲載日）2015年7月1日
（その他の情報）2014年12月21日に、スーダン人民解放軍反体制派の作戦担当幕僚副長に任命された。同人指揮下の部隊は、2014年4月のベンティウにおける襲撃の間、民族に基づき対象を特定した殺人を含め、女性を含む民間人を標的にした。

○財務省告示第三百二号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

財務大臣　麻生　太郎

第一号に次のように加える。

ツ　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であって、南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年九月外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）に対しするもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払

○財務省告示第三百三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

財務大臣　麻生　太郎

第一号に次のように加える。

ナ　南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年九月外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）（以下「南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等」という。）

第二号に次のように加える。

ネ　南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等

第三号に次のように加える。

レ　南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等

○財務省告示第三百四号

外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）第八条第二項第四号及び別表第一号ト の規定に基づき、財務大臣が指定する書類を次のように定め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十七年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

平成二十七年九月十八日

財務大臣　麻生　太郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード

○財務省告示第三百五号

外国為替に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第七十二号）の施行に伴い、外国為替に関する省令第八条第二項第四号及び別表第一号ヲの規定に基づき、財務大臣が指定する書類を指定する件（平成二十七年財務省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

財務大臣　麻生　太郎

題名中「ト」を「ホ」に改める。

柱書き中「ト」を「ホ」に改める。

附　則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から適用する。